

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月31日	
長崎市長 殿	
提出者	
住 所 長崎県長崎市飽の浦町7番10号	
氏 名 鹿島道路株式会社 長崎営業所	
所長 木山 良太	
電話番号 095-864-6100	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鹿島道路株式会社 長崎営業所
事業場の所在地	長崎県長崎市飽の浦町7番10号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	別添
③従業員数	別添
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（ 年度）実績】

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

別添

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

別添

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

別添

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

別添

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別添		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別添		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別添		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別添		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別途		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別途		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別添		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別添			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添

令和6年度産業廃棄物処理目標

(単位:t)

廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート塊	コンクリート塊	合計
① 排出量	500	200	700
② 自ら再生利用を行った量	500	200	700
③ 自ら熱回収を行った量	0	0	0
④ 自ら中間処理により減量した量	0	0	0
⑤ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 量	0	0	0
⑥ 全処理委託量	0	0	0
⑦ 優良認定処理業者への 処理委託量	0	0	0
⑧ 再生利用業者への処理 委託量	0	0	0
⑨ 熱回収認定業者への処 理 委託量	0	0	0
⑩ 熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0

令和 6 年度

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

鹿島道路株式会社

長崎営業所

1. 会社概要

(1) 会社名

鹿島道路株式会社

(2) 資本金

40億円

(3) 従業員数

1,891名

(4) 国土交通大臣許可番号

国土交通大臣許可(特・4),(般・4)第2400号

(5) 宅地建物取引業者

建設大臣許可 第3608号

(6) 一級建築士事務所登録番号

東京都知事登録 第12340号

(7) 建設業許可業種 () は許可業種略称

《特》土木工事業(土)

建築工事業(建)

大工工事業(大)

左官工事業(左)

とび・土工工事業(と)

石工事業(石)

屋根工事業(屋)

電気工事業(電)

タイル・れんが・ブロック工事業(タ)

鋼構造物工事業(鋼)

鉄筋工事業(筋)

舗装工事業(舗)

板金工事業(板)

ガラス工事業(ガ)

塗装工事業(塗)

防水工事業(防)

内装仕上工事業(内)

熱絶縁工事業(絶)

造園工事業(園)

建具工事業(具)

水道施設工事業(水)

管工事業(管)

解体工事業(解)

《般》消防施設工事業(消)

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1) 事業所名

鹿島道路株式会社 長崎営業所

(2) 従業員数

38名

(3) 5年度直受完成売上高

官庁工事 1.4億円

その他工事 2.8億円

(4) 事業内容

当支店では道路の舗装、新設、改修工事を軸として、その他の土木建築工事
アスファルト合材製造、販売及び、中間処理業を幅広く行っている。

■舗装工事

- ・一般道路/高速道路
- ・橋梁/橋面舗装
- ・空港
- ・自動車用テストコース
- ・商店街モール

■土木工事

- ・地域開発/宅地造成
- ・レジャー施設
- ・スポーツ施設
- ・ダム/貯水池
- ・産業廃棄物施設
- ・通信関連施設

■建築工事

- ・ビル/マンションなど

■建設資材販売

- ・舗装材料

■合材販売

- ・アスファルト合材製造、販売
- ・中間処理業

(5) 連絡先

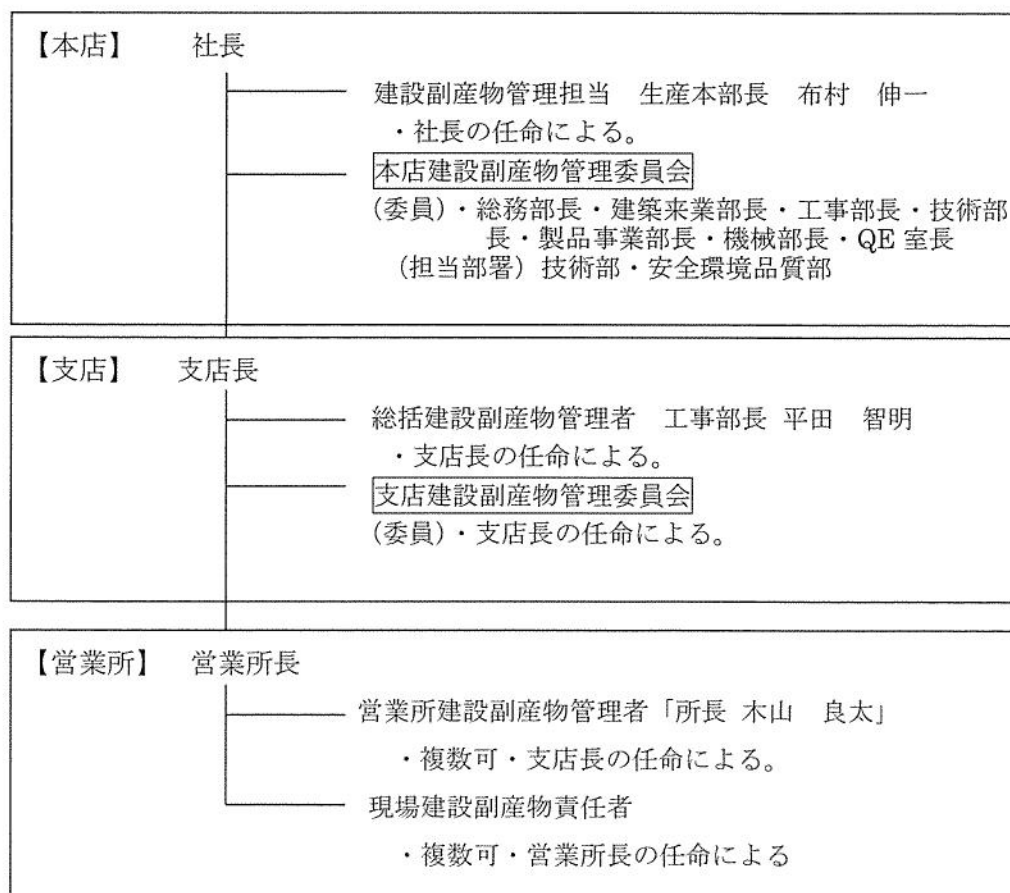
鹿島道路株式会社 長崎営業所
TEL 095-864-6100

3. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 建設副産物管理体制組織図



(2) 管理者・責任者と職務

管理者・責任者	任命者	職 務
支店 総括建設副産物 管理者	社長	1. 建設副産物管理に関する現場指導、教育 2. 建設副産物管理に関する建設廃棄物処理業者の選定と委託契約の締結に関する指導 3. 建設副産物管理に関する営業所計画及び実績集計と記録の保存 4. 支店建設副産物管理委員会の運営
営業所 建設副産物管理者	支店長	1. 建設副産物管理に関する現場指導、教育 2. 建設副産物管理に関する建設廃棄物処理業者の選定と委託契約の締結及び指導 3. 建設副産物管理に関する工事現場計画及び実績集計と記録の保存
現場 建設副産物責任者	営業所長	1. 建設副産物管理に関する工事の建設廃棄物処理計画の作成及び実績の確認、記録と報告 2. 建設副産物管理に関する工事の再生資源利用（促進）計画の作成及び実績の確認、記録と報告

(3) 教 育

- ① 現場での廃棄物の分別方法等について各担当者への教育実施。
- ② 当社規程の「建設副産物管理要領」による社員教育の実施。
- ③ 各法令の遵守について徹底を図るための勉強会・講習会の実施及び社外講習会への参加。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 排出した産業廃棄物は、法の基準に則り適正な処理を行う。処理業者に委託する場合は収集運搬から処分まで確認し的確に管理する。
- ③ 産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用、最終処分量の抑制については、産業廃棄物処理計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を策定する。
- ④ 分別については、工事現場で排出する廃棄物を搬出まで分別して保管（分別BOXの設置）することを徹底する。
- ⑤ 産業廃棄物の処理については次に掲げる事項を実施する。
排出抑制：工法を検討し廃棄物の発生を最小限に留める。また、再利用をできるものは、資材として再投入するよう検討計画する。

- 再生利用 : 現場内で再生できる物は再生をし利用することを推進する。
 現場内に再生設備がない場合は再生工場を利用する。(表-3)
- 中間処理 : アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については再生工場にて再資源化をする。その他木くず等についても現場から位置的に可能な場合は再生工場にて再資源化する。
- その他 : 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
 建設系廃棄物マニフェストにて排出から最終処分までの管理を適正に行う。

(2) 廃棄物処理の現状

- ① 当社の工場から排出する廃棄物は、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の占める割合が99.5%(表-2)になっており、また、この二者の再生率も表-1の通り高率(100%)になっている。
- ② 令和5年度の廃棄物の排出量と処理状況は表-1、表-2に示す通りである。

表-1 令和5年度 産業廃棄物処理の内訳(再生状況) (単位:t)

産業廃棄物の種類	排出量	中間処理量	中間処理の内 再生量	再生率	埋立処分
アスファルト・コンクリート塊	834.60	834.60	834.60	100.0%	0.00
コンクリート塊	248.80	248.80	248.80	100.0%	0.00
混合廃棄物	5.46	5.46	0.00	0.0%	0.00
合 計	1,088.86	1,088.86	1,083.40	99.5%	0.18

表-2

令和5年度産業廃棄物排出量と処分状況(単位:t)

廃棄物の種類	アスファルト ・コンクリート塊	コンクリート塊	混廃	合計
① 排出量	834.60	248.80	5.46	1,088.86
構成率	76.65	22.85	0.50	100.00
② 自ら再生利用を行った量	834.60	248.80	0.00	1,083.40
③ 自ら熱回収を行った量	0.00	0.00	0.00	0.00
④ 自ら中間処理により減量した量	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0.00	0.00	0.00	0.00
⑥ 全処理委託量	0.00	0.00	5.46	5.46
⑦ 優良認定処理業者への 処理委託量	0.00	0.00	5.46	5.46
⑧ 再生利用業者への処理 委託量	0.00	0.00	0.00	0.00
⑨ 熱回収認定業者への処理 委託量	0.00	0.00	0.00	0.00
⑩ 熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00

*発生源は全て工事現場である

*自ら再生利用を行った量は当社再生工場に搬入した量である

表-3

産業廃棄物処理施設の設置状況

名称	処理対象産業廃棄物	処理方法	設置場所
(株)西菱環境開発	混合廃棄物、木くず	圧縮・破碎	長崎市三京町2750-1
鹿島道路(株)諫早サイクルセンター	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	再生破碎	諫早市津久葉町1932-3

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

表-4 <具体的取組>

産業廃棄物の種類	排出量実績 (t/年) (R5年度)	排出量計画 (t/年) (R6年度)	排出抑制量 (t/年)	具体的取組
アスファルト・コンクリート塊	834.60	500.00	334.60	(1) 工事施工前における廃棄物抑制工法の検討。 (2) 分別の徹底により、他現場を含めての再使用を推進。
コンクリート塊	248.80	200.00	48.80	
混合廃棄物	5.46	0.00	5.46	
合 計	1,088.86	700.00	388.86	

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

<具体的取組>

- (1) 工事現場で発生する廃棄物を搬出まで分別して保管(分別BOXの設置)することを徹底する。
- (2) 解体工事の分別解体を徹底する。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- (1) 当社の主要廃棄物であるアスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は中間処理にて全て再生され有価物となっている。既に再生率は高率になっているが、混合廃棄物となって埋立処分となる割合を工事現場毎の分別の徹底及び工法の改善(分別解体の徹底等)により減量する。
- (2) 木くず等は再生工場が少なく埋立処分をせざるを得ない状況であるが、工場現場毎に分別等を徹底し燃料など再使用の策を講じ、排出量を減らし、埋立処分量を減量する。
- (3) 令和1年度の具体的数値計画は表-5及び表-6の通り。

表-5 令和6年度産業廃棄物処理計画の内訳 (単位:t)

産業廃棄物の種類	排出量	中間処理量	中間処理の内 再生量	再生率	埋立処分
アスファルト・コンクリート塊	500.00	500.00	500.00	100.0%	0.0
コンクリート塊	200.00	200.00	200.00	100.0%	0.0
合 計	700.00	700.00	700.00	100.0%	0.0
令和5年度(表-1)	1,088.86	1,088.86	1,083.40	99.5%	0.0
差	▲ 388.86	▲ 388.86	▲ 383.40	98.6%	0.0

表-6

令和6年度産業廃棄物処理目標 (単位:t)

廃棄物の種類	アスファルト ・コンクリート塊	コンクリート塊	合計
① 排出量	500.0	200.0	700.0
② 自ら再生利用を行った量	500.0	200.0	700.0
③ 自ら熱回収を行った量	0.0	0.0	0.0
④ 自ら中間処理により減量した量	0.0	0.0	0.0
⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0	0.0	0.0
⑥ 全処理委託量	0.0	0.0	0.0
⑦ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0
⑧ 再生利用業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0
⑨ 熱回収認定業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0
⑩ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0

9. その他

(1) 廃棄物の処理に係る情報の収集

- ① 本店安全環境部において廃棄物関係法令も含めて各環境法令の情報収集を行い各支店に提供を行うと共に「建設副産物処理要領」をタイムリーに見直し、改訂を行う。
- ② 関係諸機関が行う講習会等へ積極的に参加する。
- ③ 各現場での環境教育・勉強会を実施する。

(2) その他の取組(ISO14001等)

- ① ISO14001を平成12年7月25日に取得し、廃棄物処理も含めて環境活動を実施しているところである。
- ② 当社規定の「建設副産物処理要領」に従い、適正な建設副産物処理を実行する。
 - ・ 優良委託処理業者の選定(今後優良認定処理業者の委託量を増やす)
 - 産業廃棄物処理業者リストの調整
 - ・ 委託契約書の確実な締結
 - ・ マニフェスト管理の徹底
 - ・ 産業廃棄物処理計画書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の策定と実施書の作成
- ③ ISO14001の環境方針等の情報の公開を行う。
- ④ 鹿島道路株式会社ホームページ URL:<http://www.kajimaroad.co.jp>